

京都市告示第189号

介護保険法第75条第2項、第82条第2項及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法第115条の5第2項の規定により、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年6月13日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名称及び 介護保険事業所番号	事業所所在地	廃止 年月日
有限会社ホームケア衣笠	居宅介護支援	有限会社ホームケア衣笠 [2670100052]	京都市北区等持院南町 30番地の2	平成29年5 月17日
株式会社スーパー・コート	訪問介護、介護 予防訪問介護	スーパー・コート 京・桂 訪問介護事業所 [2674000738]	京都市西京区桂朝日町 116番地	平成29年5 月31日
株式会社スーパー・コート	訪問介護、介護 予防訪問介護	スーパー・コート 京・藤森 訪問介護 事業所 [2670916887]	京都市伏見区深草池ノ 内町3番地の3 コー ポラス伏見104号	平成29年5 月31日

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)